

環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画（仮訳）

第1章 日中韓の環境協力戦略

1. 序言

1. 日本、中国、韓国は同じ北東アジアに位置し、大気、海洋、自然環境を共有している。近年、北東アジアは急速な経済発展を遂げ、更なる成長が期待されているが、それと同時に、様々な環境問題が顕在化し、グリーン成長やグリーン経済などのイニシアティブを通していかに持続可能な開発を実現するかが重要な課題となっている。三カ国の経済・社会の状況は大きく異なるが、各国の状況を考慮に入れつつ、国家・地域・地球規模の環境問題に対処しなければならないという課題は共通している。
2. このため、三カ国は 1999 年より日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）を開催して三カ国の環境協力をスタートした。三カ国はこれまでに様々な国内、地域及び地球規模の環境問題に関して情報交換、共同研究や共同プロジェクトなどを含む協力を推進し実施し、地域の環境管理において主導的な役割を果たすとともに、地球規模での環境改善に貢献してきた。
3. 2009 年 6 月に北京で開催された TEMM 11 において、三カ国の環境大臣は、今後の三カ国の環境協力の優先分野として、次節に掲げる 10 分野に合意した。これを踏まえ、三カ国の首脳は、2009 年 10 月に北京で開催された第 2 回日中韓サミットの「持続可能な開発に関する共同声明」において、三カ国の環境大臣にこれら 10 分野について共同行動計画を作成し、2010 年の TEMM12 で採択するよう勧奨した。これを受けて、三カ国の環境大臣は 2010 年 5 月 22 日に北海道で開催された TEMM12 で、本行動計画を採択した。本行動計画は、第 3 回日中韓サミットへ報告され、承認される予定である。

2. ビジョンとスコープ

4. 三カ国の環境大臣は、
 - ・ 2008 年 12 月の第 1 回日中韓サミットの「三国間パートナーシップに関する共同声明」及び「日中韓行動計画」並びに 2009 年 10 月の第 2 回日中韓サミットの「持続可能な開発に関する共同声明」における三カ国の首脳のコミットメントを踏まえ、
 - ・ 北東アジアは一つの環境共同体であるとの理解を共有し、
 - ・ 取組が世界レベル、地域レベル及び各国レベルの共通の課題とチャンスであることを三カ国が認識した上で、環境保護が三カ国の経済成長政策へ主流化されるために努力し、
 - ・ 開放性、透明性、相互の信頼、共益及び多様な文化の尊重という原則の下に、環境分野で三カ国の相互協力を強化する必要性を強調し
 - ・ 環境保護のための三カ国の協力は、北東アジアの環境問題を解決する重要な鍵であり、ASEAN+3、東アジア首脳会議（EAS）などのさらに広範な地域協力の枠組みを補完し、これら枠組みの相乗作用を高め、一層の進展を加速させるものであるとの共通認識を持ち、
 - ・ 2010～2014 年の日中韓環境協力の優先分野である以下の 10 分野について、本行動計画を

定めるものである。

- ①環境教育、環境意識及び公衆の参加
- ②気候変動
- ③生物多様性保全
- ④黄砂
- ⑤汚染管理
- ⑥環境にやさしい社会／3R／循環型社会
- ⑦電気電子機器廃棄物（E-waste）の越境移動
- ⑧化学物質の適正な管理
- ⑨北東アジアの環境ガバナンス
- ⑩環境産業及び環境技術

5. 本行動計画は、上記 10 分野での協力活動の具体的な計画を提示するものであり、第 2 章に各分野での三カ国協力の行動計画を示す。

3. 戦略的アプローチ

6. 上記の 10 分野での三カ国の環境協力は、分野・課題の特徴及び歴史的経緯に応じて、(i) 情報収集・共有型の活動、(ii) 研究指向型の活動、(iii) 行動指向型の活動の 3 アプローチのいずれか、又は複数の組合せにより実施される。
7. これまでに協力が十分深化している分野については、行動指向型のアプローチに重点が置かれる。新たに協力を開始する分野については、当初は情報収集・共有型及び／又は研究指向型のアプローチに重点を置き、その後成果を踏まえ、行動指向型アプローチに移行する。

4. 実施のアレンジメント

8. 三カ国の環境大臣は、TEMM 大臣会合の機会等を通じて、行動計画全体の進捗状況・達成状況を監督し、指示を与える。
9. 三カ国の担当局長は、TEMM 局長級会合の機会等を通じて、個別の活動の進捗状況・達成状況を定期的にレビューし、TEMM 大臣会合に報告する。
10. TEMM 局長級会合の下に、3 カ国の環境省の TEMM 担当課室長から構成される TEMM 事務レベル会合を設置し、3 カ国協力に係る日常的な連絡及び業務を統括する。
11. 今後の協力の進捗を踏まえ、本行動計画は必要に応じ見直され、更新されるものとする。
12. 本行動計画は TEMM フォーカルポイントと協力して実施機関によって共同で実施される。
13. 実施に必要な資源は、各国の状況を踏まえつつ、三カ国共同により提供される。
14. TEMM ウェブサイトは TEMM の活動の情報発信手段として引き続き運用される。

第2章 2010－2014年の協力優先分野の行動計画

1. 環境教育、環境意識及び公衆の参加

(目的)

15. 三カ国は、環境問題に係る域内協力及び国内対策の基盤として、環境教育、環境意識の向上及び公衆の参加の促進に係る協力を進めるとともに、三カ国は共通する環境の中で問題を共有しているため、環境共同体意識を涵養し、協働して環境問題に取り組まなければならない。

(行動)

16. 三カ国は、三カ国共同の環境教育読本の作成に向けて 2010 年から共同作業を開始する。三カ国は、日本で開催された三カ国の環境青年グループのネットワーク構築に向けた 2009 年会合の成果を評価し、毎年持ち回りで会合を開催する。三カ国は、日中韓環境教育ネットワーク (TEEN) や三カ国の職員研修を含む協力を引き続き推進する。

2. 気候変動

(目的)

17. 三カ国は、気候変動に関する国際連合気候変動枠組条約 (UNFCCC) 及び京都議定書の目的と原則、とりわけ、共通だが差異ある責任の原則についての約束をあらためて確認し、UNFCCC 及び京都議定書の完全かつ実効性のある、持続的な実施を促進するため、共同で取り組んでいく。

(行動)

18. 三カ国は、COP15/CMP5 の成果を歓迎し、2010 年末のカンクンでの COP16/CMP6 における肯定的な成果に向けて建設的に行動すること合意する。
19. 公平性と持続可能な開発を基本に、地球規模の気温上昇は 2 度未満にすべきという科学的な見解を認識しつつ、三カ国は、気候変動の緩和と適応のための政策と活動に関する情報交換の促進のために協調して行動し、知見と好事例を共有し、気候変動に配慮した技術の共同開発及び移転を促進し、費用対効果の高い、プロジェクトベースの、そして相互便益のある温室効果ガス排出削減に貢献する協力活動を促進し、その協力活動の効果を適切な方法で評価する。
20. 三カ国は、適切な時はいつでも既存の国際ネットワークを活用しながら、各国のコベネフィットアプローチ、すなわち、気候変動及び環境問題の双方に対応することを目的としたアプローチについて、その政策と経験に係る情報交換を 2010 年より開始する。
21. 三カ国は、グリーン成長及び低炭素社会の実現に向けて努力をし、各国の国内状況に基づき、例えば、(1)2010 年に中国により開催されるグリーン経済政策セミナーや、(2)グリーン成長及び低炭素社会に関する共同研究を開始することなど、グリーンかつ低炭素な発展を推進する。

3. 生物多様性保全

(目的)

22. 三カ国は、北東アジアにおいても都市化や人口の増加や減少・高齢化などによる多様な原因により生態系が重大な影響を受けていることを認識し、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するための取組を強化する。

(行動)

23. 三カ国は、2010年10月に愛知県名古屋市中で開催される生物多様性条約第10回締約国会議(CBD/COP10)の成功に向けて協力し、2012年に済州島で開催される第5回IUCN世界自然保護会議を支持し、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた世界の取組をリードする。

24. 三カ国は、SATOYAMA イニシアティブ、アジア太平洋地域生物多様性観測ネットワーク(AP-BON)、東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ(ESABII)等の国際的又は地域的なフォーラムで連携してイニシアティブをとるとともに、これらのフォーラムを活用しつつ、生物多様性保全の分野全体での協力を深化させる。また、これらのアプローチを通じて、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた共同研究など、三カ国の共同活動を形成・促進する。

4. 黄砂

(目的)

25. 三カ国は、北東アジア地域における黄砂対策に関する地域協力を推進するため、黄砂のモニタリングネットワーク及び早期警報システムの構築及び発生源対策等に係る協力を実施する。

(行動)

26. 三カ国は2008年に開始した黄砂共同研究を引き続き推進し、データと知見の共有を深化させる。具体的には、モニタリングネットワーク及び早期警報システムの構築のため、特定黄砂事例に係る観測データの共有と黄砂予測モデルの精度向上に関する共同研究、並びに、発生源対策として、砂漠化進行地域における生態系被害回復に係る成功要因の解析等に関する取組を共同で推進する。

5. 汚染管理

(目的)

27. 三カ国は地域の大气汚染等を防止し、水及び海洋環境を保全する。

(行動)

28. 三カ国は、「北西太平洋地域海行動計画」(NOWPAP)の下での「海洋ゴミに関する地域行動計画」(RAP MALI)の活動を促進するために、もう一つの加盟国も巻き込みながら緊密に協力すること、特に、海洋ゴミを管理するとの考えにより、意識向上並びに、海洋ゴミの発生源管理に関する地域の全ての国による海洋ゴミ発生メカニズムの解明に係る科学的知見共有のための研究協力の促進のための会合と活動の強化のために協力する。

29. 三カ国は、オゾン汚染メカニズムの解明や共通理解の形成に資するよう、ワークショップを開催するとともに、具体的な研究協力の実施に係る議論を2010年に開始する。

30. 三カ国は、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)、アジア水環境パートナーシ

ップ、アジア EST（環境的に持続可能な交通）地域フォーラム、東アジア非意図的生成残留性有機汚染物質（POPs）削減ワークショップ等、汚染管理に係るアジア地域のフォーラムで連携してイニシアティブを発揮するとともに、これらのフォーラムを活用しつつ、情報を共有化し、三カ国の環境の保全・改善を図る。

6. 環境にやさしい社会／3R／循環型社会

（目的）

31. 三カ国は、環境にやさしい社会／3R／循環型社会の形成に向けて、政策形成及び技術協力に関する協力を強化する。

（行動）

32. 三カ国は、循環型社会／循環経済／3Rに係る三カ国セミナーによる政策協議や、日中韓 3R 情報共有システムの構築を引き続き推進し、3R のベスト・プラクティスや知見を共有する。

7. 電気電子機器廃棄物の越境移動

（目的）

33. 三カ国は、電気電子機器廃棄物（E-waste）の不法輸出入を防止し、環境上適正な管理を推進することにより、人の健康を保護し環境を保全する。

（行動）

34. バーゼル条約アジア太平洋調整センターなどの既存の地域組織や、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク、バーゼル条約に基づくアジア太平洋地域における E-waste の環境上適正な管理に関するパートナーシップを含むアジア地域における既存の取組について、三カ国は連携してイニシアティブをとる。また、平素からの行政官同士の密な連絡や情報の共有に加え、E-waste の不法輸出入防止や管理に関する情報交換、専門家の交流を通し、三カ国は E-waste 管理に係る協力を推進する。

8. 化学物質の適正な管理

（目的）

35. 三カ国は、化学物質管理に関する政策や規制に関する情報交換を推進し、各国における化学物質管理制度の適切な運用により、化学物質による環境汚染に起因する、人体や生態系に対する深刻な悪影響を未然に防止する。

（行動）

36. 三カ国は、化学物質管理に関する政策対話を引き続き開催し、化学物質管理政策に関する最新動向について情報・意見交換を引き続き行うとともに、優良試験所基準（GLP）、化学物質の試験方法及びリスクアセスメント分野等における協力強化を推進する。

9. 北東アジアの環境ガバナンス

(目的)

37. 三カ国は、北東アジア地域における環境ガバナンス（環境管理の能力・仕組み）の強化に向けて、三カ国の政府及び関連するステークホルダーの協力のあり方の長期ビジョンを策定する。

(行動)

38. 三カ国は、専門家グループの設立と三カ国の経済関係の進展に伴う環境影響の評価についての共同研究を含めた北東アジアの環境ガバナンスに係る共同研究を2010年から開始する。

39. 韓国の国立環境研究院、中国の環境科学院及び日本の国立環境所は、毎年3所長会議の機会を活用して、環境研究能力を議論と共同ワークショップを通して拡大するために協力することが奨励される。

10. 環境産業及び環境技術

(目的)

40. 三カ国は、経済成長と両立する環境保護施策を発展させ、グリーン成長を実現するため、環境産業及び環境技術の研究開発を振興する。

(行動)

41. 三カ国は、環境産業円卓会議による専門家・研究者・行政担当者の交流を引き続き推進し、グリーン購入・環境ラベル・環境管理・環境技術に係る知見の共有を進める。三カ国は、環境技術の実証に関する情報交換を進める。

2010年5月23日 北海道にて

日本 環境大臣

小沢 鋭仁

大韓民国 環境部長官

李 萬儀

中華人民共和国 環境保護部長

周 生賢